

# 終身保険

(無配当)



The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.



# 家族のため、自分のために 一生渡続く保障を準備いただける保険です。

万が一の場合

## 死亡保険金をお受取りいただけます。

1

例えば、ご遺族の生活資金や死後の整理資金などにご活用いただけます。



最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のうちにお支払いする「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。



高度障害状態になった場合

## 高度障害保険金をお受取りいただけます。

2

例えば、住宅のバリアフリー化や長期にわたる療養費などにご活用いただけます。



身体障害状態になった場合

保障は  
継続します

3

不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときは、**以後の保険料のお払込みが免除**になります。

さらに

**疾病障害による保険料払込免除特約**を付加されますと、疾病により所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除になります。  
※この特約の付加には別途保険料が必要です。

急に資金が必要になった場合

4

解約返戻金をもとに**契約者貸付制度**をご利用いただけます。

ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、ご利用いただけない場合もあります。

ご存知ですか？

ご契約にあたりご理解いただきたい公的な制度があります。

詳しくは4ページをご覧ください。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

こんなときには、  
こんな方法が…

一時的に保険料のご都合がつかないとき

① 保険料の自動振替貸付

保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき

② 延長定期保険

③ 払済保険

保険料のご負担を軽くしてご契約を続けたいとき

④ 保険金等の減額

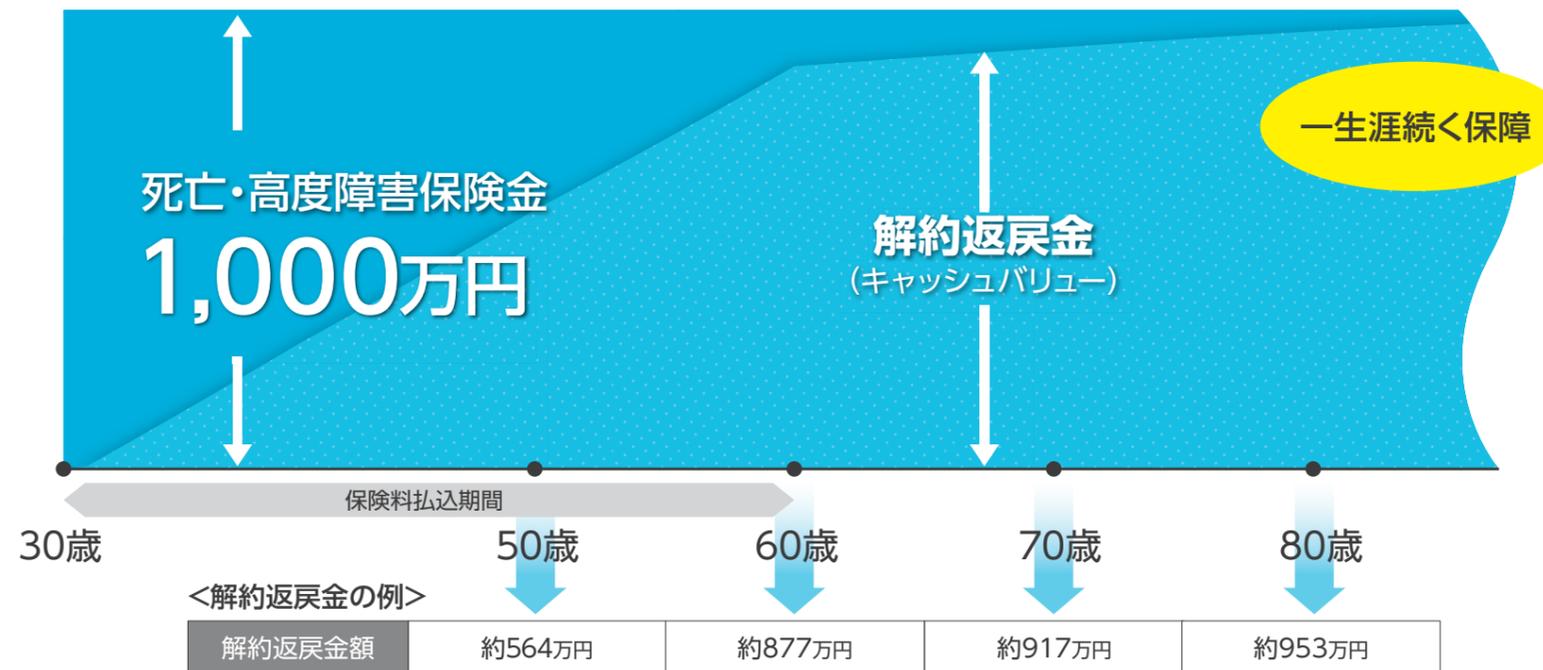
※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。

# その他にも活用方法はいろいろ！ 必要に応じた受取方法をご用意しました。

## ご契約例

- 契約年齢(被保険者): 30歳(男性)
- 保険金額: 1,000万円
- 保険期間: 終身
- 保険料払込期間: 60歳満了
- 保険料(月払・口座振替): 26,000円

お客さまのライフプランにあった保険料払込期間をお選びいただけます。



## 参考

ご理解いただきたい公的年金(遺族年金・老齢年金)についてご案内します。

万一のことがあったとき、残されたご家族のその後の生活を守る公的保障として「**遺族年金**」があります。

遺族年金とは、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。



リタイア後の生活を守るための公的保障として「**老齢年金**」があります。

老齢年金には、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」があり、加入している年金の種別によって受給額が異なります。

老齢年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。



## 生きるための資金として受取る

**リビング・ニーズ特約**を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません

例えば

療養中の生活費や満足いく最先端の治療を受けるなど、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は**非課税扱**です！



## 介護年金で受取る

**介護前払特約**を付加されますと「保険料払込期間満了後」かつ「被保険者の年齢が満65歳以上」で被保険者が所定の要介護状態になられた場合、保険金額の一部を**介護年金**としてお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません

※保険料払込期間が終身の場合は、この特約を付加できません。

介護年金は**非課税扱**です！



## 年金で受取る

**保険金等の支払方法の選択に関する特約**を付加されますと、保険金または解約返戻金を**年金**としてお受取りいただけます。

※解約返戻金を年金でお受取りになる場合は、契約日から5年経過後よりお取扱いします。

<ライフプランに合わせて**年金の種類**をお選びいただけます。>

### 確定年金

一定期間年金をお受取りになれます。年金を受取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。

### 保証期間付終身年金

生きている限り年金をお受取りになれます。

### 保証期間付夫婦連生終身年金

ご夫婦のどちらか一方が生きている限り年金をお受取りになれます。

例えば

【10年確定年金の場合】 上記ご契約例で60歳から年金で受取られる場合



例示の年金額は、2023年10月1日現在の基礎率等(予定利率等)に基づき算出したものです。実際の年金額は、年金基金設定時の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により基礎率等が変更された場合には、例示の年金額を下回る可能性があります。



## 保険料例 (月払・口座振替扱)

保険金額1,000万円の場合 [保険期間:終身]

2023年10月1日現在

保険料 払込期間	男性 契約年齢 (被保険者)			
	20歳	30歳	40歳	50歳
55歳満了	21,450円	30,520円	51,750円	—
60歳満了	19,160円	26,000円	39,730円	83,150円
65歳満了	17,410円	22,820円	32,630円	55,300円
70歳満了	16,070円	20,510円	28,010円	42,910円
75歳満了	15,020円	18,800円	24,870円	35,730円
80歳満了	14,240円	17,570円	22,700円	31,290円
85歳満了	13,700円	16,740円	21,300円	28,610円
終身	13,220円	16,010円	20,120円	26,440円

保険料 払込期間	女性 契約年齢 (被保険者)			
	20歳	30歳	40歳	50歳
55歳満了	20,720円	29,560円	50,120円	—
60歳満了	18,480円	25,120円	38,380円	80,360円
65歳満了	16,750円	21,980円	31,370円	53,130円
70歳満了	15,390円	19,660円	26,770円	40,850円
75歳満了	14,300円	17,890円	23,530円	33,620円
80歳満了	13,450円	16,540円	21,210円	28,950円
85歳満了	12,790円	15,530円	19,550円	25,860円
終身	11,940円	14,270円	17,560円	22,400円



### くわしくは…

#### ① 死亡保険金即日支払サービスについて [▶ 1ページ](#)

- このサービスでお受けいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円\*を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお受けいただけない場合もあります。  
 \*受取人への口座振込の場合。お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。

#### ② リビング・ニーズ特約について [▶ 3ページ](#)

- 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、ジブラルタ生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。
- ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して3,000万円以内でご指定いただけます。ただし、法人契約でリビング・ニーズ特約の特約保険金受取人が法人(個人事業主を除く)の場合は、ご契約の死亡保険金額の範囲内であれば同一被保険者の他のご契約と通算した支払限度額はありません。

- リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。(2023年9月現在。将来変更になる可能性があります。)

#### ③ 介護前払特約について [▶ 3ページ](#)

- この特約による介護年金のご請求は、前払対象保険金額が一被保険者につき3,000万円かつ主契約の残余保険金額が10万円となる介護年金額までとなります。
- 介護年金が支払われた場合には、ご請求された介護年金額を基準として請求日におけるジブラルタ生命所定の率および計算方法により計算された保険金額(前払対象保険金額)が、主契約の保険金額から減額されたものとしてお取扱いします。介護年金額は前払対象保険金額よりも少なくなります。  
 なお、この減額部分に対する解約返戻金があってもお支払いしません。
- ご請求ごとの介護年金額が同額である場合でも、主契約の保険金額から減額される保険金額(前払対象保険金額)は、請求日におけるジブラルタ生命所定の率および計算方法により計算されるため、異なる場合があります。
- 介護年金は、被保険者が受取人となる場合、所得税法上非課税扱いとなります。(2023年9月現在。将来変更になる可能性があります。)

## 契約年齢等について

- 取扱範囲

契約年齢範囲 (被保険者)	保険料払込方法
0歳~75歳	月払・半年払・年払

\*契約形態・保険料払込期間等によりお取扱いが異なる場合があります。

## 高額割引制度について

- ご契約の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

## その他

- このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- \*当パンフレットに記載している税務取扱については、2023年9月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

### 生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



## ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客さま **0120-37-2269** (通話料無料)

募集代理店を通じて  
ご加入されたお客さま **0120-78-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

<お問合せ先(担当者)>